

書き方例：母が日本人の非嫡出子(婚外子)。胎児認知なし。

出生届

令和 7 年 5 月 26 日 届出

在ハンブルク日本国大使総領事殿

受理令和年月日

第号

書類調査

戸籍記載

記載調査

調査票

附票

住民票

通知

公館印

(1) 生まれた子	(フリガナ)	ガイム	マリコルイーゼ	父母との続き柄	☐ 嫡出子 (☐ 男) ☒ 嫡出でない子 (☒ 女)
	子の氏名	氏	名		
	生まれたとき	令和 7 年 3 月 15 日		☐ 午前 ☒ 午後	4 時 20 分
	生まれたところ	ドイツ連邦共和国ハンブルク州ハンブルク市マルティーニ通り52番地			
(4) 住所	住所	ドイツ連邦共和国シュレズヴィヒホルシュタイン州ピンネベルク市マルクトガッセ5番地			
	世帯主の氏名	ミュラー、オットーペーター		世帯主との続き柄	子
	父母の氏名	父	母	外務花子	
	生年月日 (子が生まれたときの年齢)	この欄は記入しない 年 月 日 (満 歳)		平成5 年 1 月 10 日 (満 32 歳)	
(6) 生まれた子の父と母	本籍及び国籍	東京都千代田区霞が関二丁目2番地 筆頭者の氏名 外務一郎 父の国籍 記入しない 母の国籍 日本			
	同居を始めたとき	令和3 年 5 月 (結婚式をあげたとき、または、同居を始めたとときのうち早いほうを書いてください)			
	子が生まれたときの世帯のおもな仕事と	☐ 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 ☐ 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 ☐ 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤務者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約者は5) ☒ 4. 3にあてはまらない常用勤務者世帯及び会社会体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇) ☐ 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 ☐ 6. 仕事をしている者のいない世帯			
	父母の職業	(国勢調査の年… 年…の4月1日から翌年3月31日までに子が生まれたときだけ書いてください) 父の職業 専門・技術職		母の職業 無職	
その他	出生証明書添付	日本国籍を留保する		署名 ※	印
	出生子はドイツ国籍なし※ ※母が重国籍者である場合やドイツにおける滞在期間によっては、出生子に自動的に日本国籍以外の国籍が付与されている場合があります。その時は、「日本国籍を留保する」の欄も必ず署名し、外国籍取得の理由をお書きください。(出生後に、外国人父に認知されたことによってその国籍を付与された場合は該当しません。) (例)「母がドイツ滞在5年以上で、無期限の滞在許可を有しているため、ドイツ国籍法第4条第3項(条件付き生地主義)により、出生子にはドイツ国籍が自動付与された。」 母が戸籍の筆頭者になっていないときは、母と子について新しい戸籍が編製されます。新本籍をお書きください。 母と子につき下記に新戸籍を編製する。 新本籍：東京都千代田区霞が関二丁目2番地				
届出人	☐ 1. 父 ☒ 1. 母	☐ 2. 法定代理人() ☐ 3. 同居者 ☐ 4. 医師 ☐ 5. 助産師 ☐ 6. その他の立会者 ☐ 7. 公設所の長			
	住所	ドイツ連邦共和国シュレズヴィヒホルシュタイン州ピンネベルク市マルクトガッセ5番地			
	本籍	東京都千代田区霞が関二丁目2番地	筆頭者の氏名	外務一郎	
	署名 (※押印は任意)	外務花子		印	平成5 年 1 月 10 日生
事件簿番号					

届出人の連絡先及び電話番号

Tel. Marktgasse 5, 22869 Pinneberg
Address Tel. 000-00000000